

平成25年8月7日
茨城県東海地区環境放射線監視委員会事務局

茨城県東海地区環境放射線監視委員会要項の一部改正について

1 経緯

原子力規制委員会設置法の施行に伴い、文部科学省及び経済産業省所管の事務が原子力規制委員会に移行したため、要項の一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 「第2 所掌事務

1. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の策定」の本文中
「文部科学省水戸原子力事務所，」を削る。

(2) 「同 4. 環境監視上必要な資料の収集及び調査」の本文中

「文部科学省水戸原子力事務所，」を削る。

(3) 「第3 文部科学省及び経済産業省への連絡等」の見出し及び本文中

「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

(4) 「第5 原子力規制委員会の措置の取扱い」の見出し中

「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

(5) 「同」本文中

「文部科学省水戸原子力事務所，同茨城原子力安全管理事務所及び経済産業省原子力安全・保安院東海・大洗原子力安全保安検査官事務所」を「原子力規制委員会原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所」に改める。

(6) 「第7 会議」

「3. オブザーバーの参画」の本文中

「文部科学省職員，経済産業省」を「原子力規制委員会原子力規制庁」に改める。

新旧対照表

	改正後	改正前
(1)	<p>第2 所掌事務</p> <p>1. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の策定 地域全体としての組織的な放射線監視がなされるよう _____茨城県及び原子力事業所 における放射線監視計画について総合的に検討を行い、 本地区における放射線監視計画を策定する。</p>	<p>第2 所掌事務</p> <p>1. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の策定 地域全体としての組織的な放射線監視がなされるよう <u>文部科学省水戸原子力事務所</u>、<u>茨城県及び原子力事業所</u> における放射線監視計画について総合的に検討を行い、 本地区における放射線監視計画を策定する。</p>
(2)	<p>4. 環境監視上必要な資料の収集及び調査 環境監視上必要ある場合は、 _____ _____茨城県及び原子力事業所から関係資料の提出を求 め、又は調査する。</p>	<p>4. 環境監視上必要な資料の収集及び調査 環境監視上必要ある場合は、 <u>文部科学省水戸原子力事 務所</u>、<u>茨城県及び原子力事業所</u>から関係資料の提出を求 め、又は調査する。</p>
(3)	<p>第3 <u>原子力規制委員会への連絡等</u> 委員会の連絡等をうけて<u>原子力規制委員会</u>が措置を講じ たときは、その措置結果を報告する。</p>	<p>第3 <u>文部科学省及び経済産業省への連絡等</u> 委員会の連絡等をうけて<u>文部科学省及び経済産業省</u>が措 置を講じたときは、その措置結果を報告する。</p>
(4)	<p>第5 <u>原子力規制委員会の措置の取扱い</u></p>	<p>第5 <u>文部科学省及び経済産業省の措置の取扱い</u></p>
(5)	<p><u>原子力規制委員会原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所</u></p>	<p><u>文部科学省水戸原子力事務所</u>、<u>同茨城原子力安全管理事 務所及び経済産業省原子力安全・保安院東海・大洗原子力 安全保安検査官事務所</u></p>
(6)	<p>3. オブザーバーの参画 委員会及び専門部会には、<u>原子力規制委員会原子力規 制庁職員</u>、<u>関係市町村職員</u>及び<u>原子力事業所職員</u>をオブ ザーバーとして参画を求めることができる。</p>	<p>3. オブザーバーの参画 委員会及び専門部会には、<u>文部科学省職員</u>、<u>経済産業 省職員</u>、<u>関係市町村職員</u>及び<u>原子力事業所職員</u>をオブザ ーバーとして参画を求めることができる。</p>

茨城県東海地区環境放射線監視委員会要項

昭和 46 年 10 月 15 日 制 定
昭和 53 年 1 月 9 日 一部改正
昭和 55 年 5 月 19 日 一部改正
昭和 58 年 11 月 28 日 一部改正
平成 10 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 3 月 24 日 一部改正
平成 25 年 月 日 一部改正

第 1 目 的

東海地区及び大洗地区における原子力施設周辺環境の放射線監視を民主的に行うため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、放射線監視計画の策定、放射線監視結果の検討、評価その他環境監視上必要な調査検討と併せて放射線監視結果の公表を行い、住民の安全と健康を確保するとともに原子力開発の健全な進展をはかる。

第 2 所掌事務

1. 原子力施設周辺環境における放射線監視計画の策定
地域全体としての組織的な放射線監視がなされるよう茨城県及び原子力事業所における放射線監視計画について総合的に検討を行い、本地区における放射線監視計画を策定する。
2. 原子力施設周辺環境における放射線監視結果の評価
前記の放射線監視計画に基づき実施した放射線監視結果について検討評価を行う。
3. 放射性廃棄物の環境放出の検討
原子力施設からの放射性廃棄物の放出量に関し、環境監視の見地から検討を行う。
4. 環境監視上必要な資料の収集及び調査
環境監視上必要ある場合は、茨城県及び原子力事業所から関係資料の提出を求め、又は調査する。

第 3 原子力規制委員会への連絡等

委員会の連絡等をうけて原子力規制委員会が措置を講じたときは、その措置結果を報告する。

第 4 評価結果の公表

評価結果は、関係市町村及び関係団体に対し定期的に公表する。

第 5 原子力規制委員会の措置の取扱い

放射線監視計画の策定、監視結果の評価、放射性廃棄物の環境放出の検討及び環境監視上必要な調査を実施した場合は、その結果を原子力規制委員会原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所に連絡する。この場合において必要がある場合は、委員会の意見を付すものとする。

第6 組 織

1. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員 29 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。
 - ア 副知事
 - イ 関係市町村の長及び議長
 - ウ 県議会議員
 - エ 学識経験者
 - オ 専門部会の代表者
 - カ 県職員
- (3) 委員会に委員長及び副委員長 2 人をおく。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- (5) 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

2. 専門部会の構成

- (1) 委員会の下部機構として専門部会をおく。
- (2) 専門部会は、企画部会、調査部会及び評価部会とする。
- (3) 企画部会は、主として委員会の運営、調整及び国の関係機関への連絡並びに評価結果の公表等について協議検討する。
- (4) 調査部会は、主として環境放射線監視計画の企画調整及び環境監視上必要な技術的調査事項について協議検討する。
- (5) 評価部会は、監視結果の定期的な評価について協議検討する。
- (6) 専門部会は、21 人以内をもって組織する。
- (7) 専門員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。
 - ア 学識経験者
 - イ 関係市町村長の推せんする者
 - ウ 県職員
 - エ 関係市町村職員
- (8) 専門部会に部会長をおく。
- (9) 部会長は、専門員が互選する。
- (10) 部会長は、専門部会に関する事務を処理し、専門部会を代表する。

3. 委員及び専門員の任期

- (1) 委員及び専門員の任期は 2 年とする。
- (2) 補欠の委員及び専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7 会 議

1. 委員会の会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- (3) 会議は、委員の数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (4) 会議の議事は出席した委員の過半数で決する。
ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 委員会は、毎年2回開催するものとする。
ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2. 専門部会の会議

- (1) 専門部会の会議の招集、議長、定足数及び議決については、委員会に開する規定を準用する。
この場合、委員会は専門部会、委員長は部会長、委員は専門員と読み替える。
- (2) 専門部会の開催は次による。
 - ア 企画部会及び調査部会は、それぞれの部会長が必要と認めたときに開催するものとする。
 - イ 評価部会は、毎年4回開催するものとする。
ただし、部会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3. オブザーバーの参画

委員会及び専門部会には、原子力規制委員会原子力規制庁職員、関係市町村職員及び原子力事業所職員をオブザーバーとして参画を求めることができる。

第8 事務局

委員会の事務局を県におく。

第9 経 費

必要な経費等については、県が措置する。

第10 委 任

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第11 施行日

この要項は、昭和46年10月15日から施行する。